

議案第 34 号

三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年三豊市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（区域の範囲及び緑地面積等の敷地面積に対する割合）

第 3 条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

| 区域の範囲    | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|----------|------------------|--------------------|
| 規則で定める範囲 | 1 0 0 分の 1 0 以上  | 1 0 0 分の 1 5 以上    |

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。